

きたがわ かず お  
北側 一雄 副代表兼憲法調査会長



ないといけない」  
「参院議員を地域代表と位置づけるかどうかについては、衆参の役割とは何かということから議論を積み重ねないといけない」  
——民進党の枝野幹事長の9条私案も加憲方式だ。議論の対象になるか。  
「当然議論の対象になると思う。ただ、3月に施行された安全保障関連法によって、国民の命と平和な生活を守るための隙間のない法整備が出来た。このため当面は、改正の必要性が乏しくなったと思っている。9条よりも、緊急事態や新しい人権、さらに地方自治の問題についてしっかり議論を積み重ねた方がいい。9条の問題になると途端に政治問題化されてしまうこともある」  
——どのような枠組みで議論を進めるか。  
「静かに議論をすること、多くの会派の人が議論に参加することが大事だ」  
「民進党にも憲法論議に積極的な人は多い。そういう人たちと冷静に議論することがだ」  
「自民党の憲法改正草案は、一部の人たちが自民党の野党時代に作ったもので、自民党内でも十分にオースライズ(正式化)されたものだとは思わない」  
「安倍首相も憲法を参院選の争点にするつもりはないと思う。争点はやはり経済だ。選挙の争点は、対立軸になるものだ。憲法は大事な『政治課題』だが、『政治問題』にはいけない」

## 「加憲」議論進める

### \* 公明

——憲法改正にどう取り組むか。

「改正国民投票法が一年成立し、ようやく憲法改正の手続きが整った。憲法のどこを守り、どこを改正するか。具体的な議論が出来る時期にようやくなってきた」

「公明党は、必要であれば憲法に規定を付け加える『加憲』を主張してきた。これからもその立場で議論を進めたい。丸ごと憲法を変えることは、国民投票を考えれば、現実にはあり得ない。加憲が最も国民が納得できるやり方だ。国民の理解を得ながら、憲法審査会を中心に議論していくことになるだろう」

——具体的な論点は、  
「地球環境保護問題は、日本国憲法が制定された当時には、想定されていなかった。これを憲法上どう位置づけていくかについて

は、非常に大事なテーマだ。権利と位置づけるか、あるいは責務と位置づけるか。権利(環境権)と位置づけると、他の財産権との調整が問題になってくるから、単純ではない。地球環境保護は今や国境を超えた問題ともなっている。前文にプログラム規定として書き込む手もある」

「緊急事態条項のうち、大地震などが起きた時に国会がきちんと機能するかどうかは、議論になるだろう。つまり議員任期問題だ。国会議員の任期は、法律でなく憲法に書かれているから、任期の特例を法律で設けると、それ自体が憲法違反になってしまう。ただ、特例が適用される緊急事態とは何なのか、定義は難しい。恣意的に任期延長がなされたら民主主義の土台が崩れてしまう。緊急事態とは何か、そして誰がどうのような手続きで判断するのかについて、議論する必要はある。各党で意見交換し